

コラボクラウド給与年末調整

令和 7 年分 年末調整の操作ガイド

「令和 7 年分 年末調整の対応」

本年（令和 7 年分）年末調整処理を行う為には、「コラボクラウド給与年末調整」をご利用して頂く必要があります。

「コラボクラウド給与年末調整」製品紹介

<https://www.collabo365.jp/payroll02/>

※記載の内容は、変更になる場合があります。

（1）年末調整事務に対応する機能

- ・年調減税額の算出および還付額・徴収額の計算
- ・所得税の基礎控除の見直し等
- ・給与所得控除の見直し
- ・特定親族特別控除の創設

（参考）

「令和 7 年分 年末調整」に関する不明点等に関しては、国税庁のサイトをご確認ください。

国税庁：パンフレット・手引き

[令和 7 年分 年末調整のしかた | 国税庁](#)

昨年と比べて変わった点（基礎控除の見直し等）

【所得税の基礎控除の見直し等】

令和7年度税制改正により、次のとおり、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額		改正前
				改正後 (注1)		
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 (注2)		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

(注)1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額		給与所得控除額	
		改正後	改正前
162万5,000円以下		65万円	55万円
162万5,000円超	180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超	190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額 190 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

- イ 所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する**特定親族特別控除が創設**されました。

【特定親族】

特定親族とは、所得者と生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満**の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が**58万円超123万円以下**^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります(年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です)。

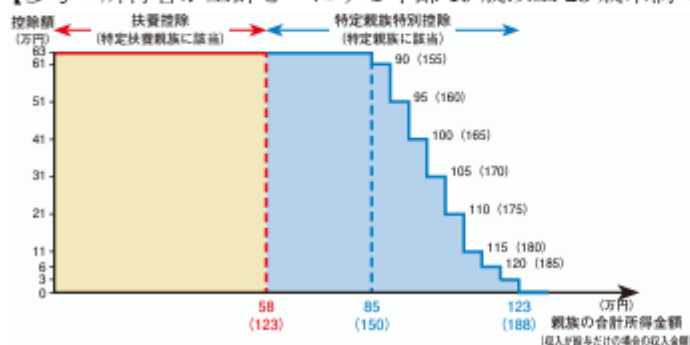
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：所得者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



- ロ 控除対象扶養親族と、合計所得金額が100万円以下である特定親族は「源泉控除対象親族」とされました。

給与の支払を受ける人は、**令和8年1月以後**に支払を受けるべき給与について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に「**源泉控除対象親族**」を記載することとなり、給与の支払者は、記載された「源泉控除対象親族」等を基に扶養親族等の数を算定することとなりました。

特定親族特別控除の設定（画面説明）

1. [申告書入力]にて特定親族特別控除の設定

① 年末調整-申告書情報メニューをクリックします。

ホーム

給与計算

賞与計算

提出書類

年末調整

各種設定

年末調整

2024年

2025年

2026年

期間：2025年01月01日～2025年12月31日

支払基準月変更

STEP 1

年調用事業所情報

年末調整用の情報を設定メニューの事業所情報から取込・追加情報の入力をします。

STEP 2

従業員情報取込

年末調整用の情報を設定メニューの従業員情報から取込します。
ただし、年末調整ソフト（国税庁）を使用する場合は、Step3で申告書情報とともに従業員情報を取込します。

STEP 3

申告書情報

年末調整対象者の設定と各申告書の必要情報を入力・修正します。
年末調整ソフト（国税庁）を使用する場合は、申告書情報を取込・修正します。

STEP 4

年税額計算

年末調整用の情報を入力または事業所情報から取込します。

STEP 5

印刷・公開

源泉徴収簿

源泉徴収票

従業員画面への公開設定

給与支払報告書（総括表）（1月末提出期限）

法定調書合計表（1月末提出期限）

STEP 6

精算

過不足税額の精算を給与または賞与明細書で行います。

② 申告書入力-扶養をクリックします。

従業員コード・氏名

従業員コードまたは氏名。

抽出

抽出条件設定

1

表示行

30行

CSV出力

抽出データの還付金合計額

2,261,615円

■	付箋	状態	従業員コード	氏名	税区分	就業	年調対象	申告書入力			
								扶養	保険	前職	住宅
☐	貼る	未処理	1001	渡辺 秀之	甲	在職	対象	未入力	未入力	未入力	未入力
☐	貼る	入力済	1002	茅場 一郎	甲	在職	対象	1	無	無	無
☐	貼る	未処理	1003	茅場 手入力	甲	在職	対象	未入力	未入力	未入力	未入力
☐	貼る	未処理	1004	茅場 非控除対配	甲	在職	対象	未入力	未入力	未入力	未入力
☐	貼る	精算済	1005	茅場 国税庁	甲	在職	対象	3	有	無	無
☐	貼る	計算済	1006	茅場 二郎	甲	在職	対象	2	有	無	有

- ③ 特定扶養親族または特定親族の合計所得金額を登録します。
- ・ 特定扶養親族は、「本年の所得の見積額」を登録してください。
 - ・ 特定親族は、「本年中の合計所得金額の見積額」を登録してください。

本人

扶養親族等

氏名	続柄	生年月日	住所	障害者	扶養
茅場 花子	配偶者	昭和43年2月9日	同居	対象外	○
茅場 さくら	子	平成16年2月12日	同居	対象外	特定扶養
渡辺 太郎	子	平成16年3月1日	同居	対象外	特定扶養

給与所得以外の所得の
合計額に対する所得金額

円 [解説](#)

配偶者（特別控除）の額

円 [解説](#)

配偶者の合計所得

円 [解説](#)

特定扶養親族または
特定親族対象

解説

茅場さくらの合計所得

円

渡辺太郎の合計所得

円

- ④ 特定扶養親族または特定親族の合計所得金額を登録します。

2. [印刷・公開]で控除額の確認

- ① 年末調整-印刷・公開メニューをクリックします。

ホーム

給与計算

賞与計算

提出書類

年末調整

各種設定

年末調整

2024年

2025年

2026年

期間：2025年01月01日～2025年12月31日

支払基準月変更

STEP 1

年調用事業所情報

年末調整用の情報を設定メニューの事業所情報から取込・追加情報の入力をします。

STEP 2

従業員情報取込

年末調整用の情報を設定メニューの従業員情報から取込ます。
ただし、年末調整ソフト（国税庁）を使用する場合は、Step3で申告書情報とともに従業員情報を取込ます。

STEP 3

申告書情報

年末調整対象者の設定と各申告書の必要情報を入力・修正します。
年末調整ソフト（国税庁）を使用する場合は、申告書情報を取込・修正します。

STEP 4

年税額計算

年末調整用の情報を入力または事業所情報から取込ます。

STEP 5

印刷・公開

源泉徴収簿
源泉徴収票
従業員画面への公開設定
給与支払報告書（総括表）（1月末提出期限）
法定調書合計表（1月末提出期限）

STEP 6

精算

過不足税額の精算を給与または賞与明細書で行います。

- ② 源泉徴収簿を確認します。

ホーム

給与計算

賞与計算

提出書類

年末調整

各種設定

年末調整

2025年

1.事業所情報

2.従業員情報取込

3.申告書情報

4.年税額計算

5.印刷・公開

6.精算

年調トップへ

5-1. 源泉徴収簿

5-2. 源泉徴収票・給与支払報告書

5-3. 源泉徴収票公開設定

5-4. 給与支払報告書（総括表）

5-5. 法定調書合計表

チェック分を印刷

チェック分を印刷

従業員への公開設定

編集画面へ

編集画面へ

従業員コード・氏名

従業員コードまたは氏名。

抽出

抽出条件設定

1

表示行

30行

CSV出力

抽出データの選付金合計額

2,261,615円

■	付属	状態	従業員コード	氏名	税区分	就業	年調対象	申告書入力				摘要	源泉徴収票	源泉徴収簿	給与	賞与	選付金
								扶養	保険	前職	住宅						
☐	貼る	未処理	1001	渡辺 秀之	甲	在職	対象	未入力	未入力	未入力	未入力	—	印刷	印刷	—	—	—
☐	貼る	入力済	1002	茅場 一郎	甲	在職	対象	1	無	無	無	—	印刷	印刷	—	—	—
☐	貼る	未処理	1003	茅場 手入力	甲	在職	対象	未入力	未入力	未入力	未入力	—	印刷	印刷	—	—	—
☐	貼る	未処理	1004	茅場 非控除対応	甲	在職	対象	未入力	未入力	未入力	未入力	—	印刷	印刷	—	—	—
☐	貼る	精算済	1005	茅場 国税庁	甲	在職	対象	3	有	無	無	2	印刷	印刷	1	0	1,120,567
☐	貼る	計算済	1006	茅場 二郎	甲	在職	対象	2	有	無	有	2	印刷	印刷	2	0	1,141,048

年 末 調 整	社会保険料等 控除額	給与等からの控除分(②+⑤)	12	82,854	配偶者の合計所得金額
		申告による社会保険料の控除分	13	0	(0円)
		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	14	12,000	旧長期損害保険料支払額
	生命保険料の控除額		15	80,000	(0円)
	地震保険料の控除額		16	18,470	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額
	配偶者(特別)控除額		17	380,000	(0円)
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		18	630,000	⑫のうち国民年金保険料等の金額
	基礎控除額		19	880,000	
	所得控除額の合計額 (12+13+14+15+16+17+18+19)※2		20	2,713,324	(0円)
	差引課税給与所得金額(⑪-⑭)及び算出所得税額		21	(1,000円未満切捨て) 0	0
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		22	0	
	年調所得税額(②-②、マイナスの場合は0)		23	0	
	年調年税額(②×102.1%)		24	(100円未満切捨て) 0	
	差引超過額又は不足額(②-⑧)		25	-1,120,567	
	超過額の精算				

※1 特定親族特別控除額(17-2)〔

630,000 円〕

※2 「特定親族特別控除額(17-2)」がある場合には、その額を加算してください。

③ 源泉徴収票を確認します。

ホーム
給与計算
賞与計算
提出書類
年末調整
各種設定

年末調整
2025年
1.事業所情報
2.従業員情報取込
3.申告書情報
4.年税額計算
5.印刷・公開
6.精算

5-1. 源泉徴収簿
5-2. 源泉徴収票・給与支払報告書
5-3. 源泉徴収票公開設定
5-4. 給与支払報告書(総括表)
5-5. 法定調書合計表

チェック分を印刷
チェック分を印刷
従業員への公開設定
編集画面へ
編集画面へ

従業員コード・氏名
従業員コードまたは氏名。
抽出
抽出条件設定

表示行 30行
CSV出力
抽出データの選付金合計額 2,261,615円

■	付属	状態	従業員コード	氏名	税区分	就業	年調対象	申告書入力				換算	源泉徴収票	源泉徴収簿	給与	賞与	選付金
								扶養	保険	前職	住宅						
☐	給与	未処理	1001	渡辺 秀之	甲	在職	対象	未入力	未入力	未入力	未入力	-	印刷	印刷	-	-	-
☐	給与	入力済	1002	茅場 一郎	甲	在職	対象	1	無	無	無	-	印刷	印刷	-	-	-
☐	給与	未処理	1003	茅場 手入力	甲	在職	対象	未入力	未入力	未入力	未入力	-	印刷	印刷	-	-	-
☐	給与	未処理	1004	茅場 非控除対応	甲	在職	対象	未入力	未入力	未入力	未入力	-	印刷	印刷	-	-	-
☐	給与	精算済	1005	茅場 国税庁	甲	在職	対象	3	有	無	無	2	印刷	印刷	1	0	1,120,567
☐	給与	計算済	1006	茅場 二郎	甲	在職	対象	2	有	無	有	2	印刷	印刷	2	0	1,141,048

令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は 居所 千葉県船橋市	(受給者番号) 1005									
		(個人番号)									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ) カヤバ コクゼイチヨウ 茅場 国税庁									
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額				
給与・賞与	内 3	600 千 000 円	2	440 千 000 円	2	713 千 324 円	内	千 0 円			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)						16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数
		特 定	老 人	そ の 他	特 親	特 別	そ の 他				
有 無 等	老人	千 円	人 従 入	内 人 従 入	人 従 入	人 従 入	人 従 入	人	内 人	人	人
○	380 000	1					1				
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
630 000		94 854 円		80 000 円		18 470 円					
(摘要)											

「コラボクラウド給与年末調整」

【令和7年分 年末調整の操作ガイド】

2025 年 11 月 14 日 発行

発行者：湯澤一夫

発行：株式会社コラボ

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-2-6 紀伊国屋ビル 3F

© 2025 collabo,Inc

本書の内容の一部または全部を無断転載することは禁止されています。

ソフトウェアの仕様および本書の内容は、将来予告なしに変更することがあります。